

一般社団法人日本障害者カヌー協会
アンチ・ドーピング委員会運営規程

(総則)

第1条

本規程は、一般社団法人日本障害者カヌー協会(以下「本会」という)のアンチ・ドーピング委員会(以下「当委員会」という。)の運営について定める。当委員会、本会定款第40条に基づく専門委員会とし、委員会の組織、活動方法などはこの規程の定めるところによる。

(目的)

第2条

この規程は世界アンチ・ドーピング規程及び日本アンチ・ドーピング規程を厳守し、アンチ・ドーピングに関する理解促進を目的として設置する当委員会の運営に関する基本事項を定めるものである。カヌースポーツに関連するあらゆる事案について、フェアでクリーンなスポーツを守り、クリーンなスポーツに参加するアスリートの権利を守るために、選手及びスタッフの指導及び情報提供、普及啓発などの活動を行うための専門委員会として設置する。

(事業)

第3条

当委員会は次の事業に関して審議し、理事会の承認を経てこれを実施する。

- (1) アンチ・ドーピング教育計画の策定と計画実施のための企画、運営に関すること
- (2) 世界のアンチ・ドーピングに関する事項の指導をすること
- (3) 世界のアンチ・ドーピングに係わる情報収集に関すること
- (4) カヌースポーツ及びパラスポーツにおけるアンチ・ドーピングの理解のための普及啓発に関すること。
- (5) アンチ・ドーピング教育担当者、教育者の育成に関すること
- (6) その他、世界アンチ・ドーピング機構の目的達成に必要なこと

(協議事項)

第4条

当委員会は、理事会の諮問に応じ、または委員の発案により第3条の事業内容以外に次の各事項について協議し、アンチ・ドーピング委員会その事項に関係するものの意見を形成し、理事会に報告する。

- (1) アンチ・ドーピングの教育や啓発に関すること
- (2) アンチ・ドーピング分野の研究や推進環境の改善や整備に関すること

- (3) 世界アンチ・ドーピング機構・日本アンチ・ドーピング機構の活動に関すること
- (4) その他、理事会から依頼されたアンチ・ドーピングに関すること

(委員の選出)

第5条

- (1) 委員長は委員の互選により選出し、理事会の承認を経て会長が委嘱する。
- (2) 委員は、公募を行い、他薦、立候補の中から委員長会議において選出され理事会の承認を経て会長が任命する。

(構成)

第6条

- (1) 委員会の構成は、次のとおりとする。

委員長 1名

副委員長 1～2名

委員 若干名

- (2) 委員には、医師またはスポーツファーマシーの資格を有する者を1名以上含めることとする。

(委員長・副委員長の職務)

第7条

- (1) 委員長はこの委員会を代表し、当委員会の事業を統括する。
- (2) 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故ある時にはその職務を代行する。

(委員の資格)

第8条

当委員会の委員の資格は次のとおりとする。

- (1) 日本アンチ・ドーピング機構のアンチ・ドーピング研修会に参加し、必要な知識と経験を有すること
- (2) 本会一般会員でパラスポーツの発展に寄与し、自己研鑽を行えること
- (3) 本会に関する活動に際して懲戒処分その他の不利益処分を受けたことがないこと
- (4) 礼節を尊重し社会的規範を守り、会員の模範になる行動ができること
- (5) 委員会に出席し、公正な立場で意見を述べるができること
- (6) 理事会の方針に従い、アンチ・ドーピングに関する活動に努めることを誓約すること

(任期)

第9条

- (1) 委員長、副委員長、委員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。
- (2) 委員長、副委員長または委員が、補欠または増員により選任された場合の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。
- (3) 委員長、副委員長及び委員は、任期が満了しても、後任者が選任されるまでは、その職務を行う。

(委員会の会議開催)

第10条

- (1) 会議たる委員会（以下、単に「委員会」という。）は、四半期ごとに1回以上開催するものとし、委員長が招集する。委員は必要によりいつでも委員会の開催を求めることができる。
- (2) 会長、副会長、理事及び事務局長は、会議に出席し意見を述べることができる。

(議長と委員会運営)

第11条

- (1) 委員会は委員長がその議長の任を行うものとする。
- (2) 委員会を開催する際は、その委員会の議事録を作成し理事会に提出することとする。

(決議)

第12条

- (1) 委員会は、委員長、副委員長が出席し、かつ委員の過半数が出席しなければならない。
- (2) 議案は、議決権の過半数の賛成をもって決議されることとする。
- (3) 決議された内容は理事会に提出し、理事会によって最終決議され承認される。

(活動計画等)

第13条

- (1) 委員長は、年間の活動計画を担当者に策定を指示するものとし、11月末までに作成し理事会に提出する。承認された後、その計画より予算を事務担当者が策定する。年間活動計画事業の実施及び予算については、理事会の承認を得なければならない。
- (2) 当委員会の各事業活動の詳細（予算含む）は、事業を実施する前に医科学委員会によって議論した上で決定する。事業実施期間中に変更がある際には予算の範囲内で変更することとする。
- (3) 委員会の活動により旅費が生じた場合には、当協会旅費規程に準ずる。

(事務局)

第14条

委員会の事務は事務局が行う。

附則

- (1) この規程の改廃は、理事会の決議による。
- (2) この規程は2023年10月31日より施行する。